

# 中小企業関連税制のポイント

## (1) 経営資源の集約化に資する税制 (新設)

- ① M&A実施後の**リスクに備える準備金**
  - ② **設備投資減税**、③ **雇用確保を促す税制**
- の3つの措置をセットで適用することを可能とする

## (2) 様々な設備投資を促す税制 (延長等)

### ① 生産性向上、DX

- ・ 「中小企業経営強化税制」は、延長 (**10%税額控除等**)
- ・ 「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長 (**7%税額控除等**)

### ② 地域経済を牽引する企業向け

- ・ 「地域未来投資促進税制」は、**サプライチェーン強靱化の類型を追加**した上で延長 (**最大5%税額控除等**)

### ③ 災害や感染症の事前対策

- ・ 「防災・減災投資促進税制」は、**対象設備を追加**した上で延長 (**特別償却20%**)

## (3) 法人税の軽減税率 (延長)

所得800万円まで、法人税率を**15%に軽減**

## (4) 所得拡大を支援する税制 (見直し・延長)

適用要件を**会社全体の給与等支給額**を増加させた場合に見直し  
**増加額の一定割合を税額控除**



詳細は裏面をチェック✓

※令和3年度税制改正において措置予定

(租税特別措置法の成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)



## (1) 経営資源の集約化に資する税制 (創設)

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用。

### ① 準備金の創設 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク (簿外債務等) に備えるため、据置期間付 (5年間) の準備金を措置。  
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

### ② M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。  
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

### ③ 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。  
(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

## (2) 様々な設備投資を促す税制 (延長等)

### ① 生産性向上、DX (「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」)

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国 税	<b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%)    ※計画認定手続を柔軟化			
	<b>【中小企業投資促進税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		統合 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】	

☑ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

### ② 地域経済を牽引する企業向け (「地域未来投資促進税制」)

- 地域活性化に貢献する先進的な事業について、建物・機械等を新設・増設した場合、**特別償却又は税額控除**を適用。
- 先進性の要件を客観化・明確化するとともに、**サプライチェーン強靱化の類型を追加**。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

### ③ 災害や感染症の事前対策 (「防災・減災投資促進税制」)

- 災害や感染症の事前対策に資する一定の設備を導入した場合、**特別償却20%**を認める。
- 今回、**設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、サーモグラフィ**を対象設備に追加。

## (3) 法人税の軽減税率 (延長)

- 所得800万円まで、**法人税率を19%から15%に軽減**。

## (4) 所得拡大を支援する税制 (見直し・延長)

- 会社全体の給与等支給額を増加させた場合、増加額の一定割合を税額控除。

通常措置

会社全体の給与等支給額が前年度比で**1.5%以上増加**

⇒ **増加額の15%を税額控除**

上乗せ措置

会社全体の給与等支給額が前年度比で**2.5%以上増加**

+

教育訓練費が前年度比10%以上増加  
又は 経営力向上計画の認定等

⇒ **増加額の25%を税額控除**



令和2年12月18日

## Go To 商店街事業（通常募集）の応募受付終了日の決定について

令和2年度第1次補正予算により実施しております本事業の通常募集の受付終了日につきましては、募集要領において、その終了日の約1週間前を目途にお知らせすることとしておりました。

この度、12月24日（木）をもって応募受付を終了することとしましたので、お知らせします。

※本募集は、事業開始日の4週間前までに応募することを要件としております。そのため、例えば、12月18日（金）に応募する場合、翌年1月14日（木）以前に開始する事業は対象となりませんので、ご注意ください。

※応募書類に不備がある場合、応募を受け付けられない場合がございます。応募にあたり、書類に不備がないか入念にご確認の上、ご応募ください。

※年末年始において最大限の新型コロナウイルス感染症対策を講じるための特別な措置として、本事業について、令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの期間、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止しております。本措置については、令和3年1月12日（火）以降も延長される可能性がございます。念のためお知らせします。

なお、令和2年度第3次補正予算案によるGo To 商店街事業の延長（30億円）が措置される見込みです。後日、中小企業庁から再募集などの詳細について公表される予定です。

### <募集要領抜粋>

2-1. 対象事業及び募集期間	
通常募集 予算 7割程度	(対象事業) 令和2年12月1日(火)～令和3年2月14日(日) に開始する事業 ※令和3年2月14日(日)までに事業終了すること
	(募集期間) 募集開始日：令和2年10月30日(金) 募集終了日：予算がなくなり次第、終了 ※終了の約1週間前を目途に、Go To 商店街事業者向けホームページ等にてアナウンス致します。
	(応募締切) 事業開始日の4週間前までにご応募ください (例、令和2年12月8日(火)に開始する事業の場合 → 令和2年11月10日(火)までに応募) ※期限を過ぎてのご応募は受け付けかねます。 ※郵送の場合、期日の消印有効となります。 ※ただし、12月1日(火)～7日(月)に開始する事業については、 11月9日(月)まで(郵送の場合、当日消印有効)受け付けます。